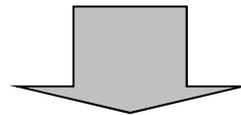


常時監視の事務処理基準 (従来からの放射性物質以外の物質)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく常時監視は、
国が定めた事務処理基準に基づき、都道府県及び政令市が
法定受託事務として具体的な事務を実施



水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく事務処理基準は

- ・測定地点、項目、頻度等の測定に係る事項
- ・測定値の取扱い、評価等の測定結果に係る事項

について、基本的な考え方を提示

(1) 大気

都道府県は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない(法第22条)。
測定局、項目、頻度の設定にかかる基本的な考え方等については、事務処理基準に定められている。

測定局

都道府県は、政令市と協議の上、測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定

望ましい測定局数の水準

||

(A) 全国的視点から必要な測定局数

+

(B) 地域的視点から必要な測定局数

人口・可住地面積による算定
(a) 人口75,000人当たり1つ } 少ない方を都道府県の
(b) 可住地面積25km²当たり1つ } 基本的な測定局数とする
環境濃度レベルに対応した調整
過去3年間程度の間における最高値を勘案し、 で算定された
数の概ね 1~1/3
測定項目の特性に対応した調整
及び で算定された数の概ね 4/3~1/3

自然的状況の勘案
・地形的な状況、・気象的な状況
社会的状況の勘案
・発生源や住民ニーズへの対応、越境汚染による影響への対応等
これまでの経緯の勘案

測定頻度

・窒素酸化物、浮遊粒子状物質等
二酸化硫黄、光化学オキシダント等
・微小粒子状物質(PM_{2.5})

原則として、年間を通じて連続的に測定

・有害大気汚染物質
ベンゼン、トリクロロエチレン等

原則として、月1回以上の頻度で測定し、年平均濃度を求める
・連続24時間のサンプリングを実施して日内変動を平均化
・曜日が偏らないようにし、週内変動を平均化することが望ましい

(2) 公共用水域

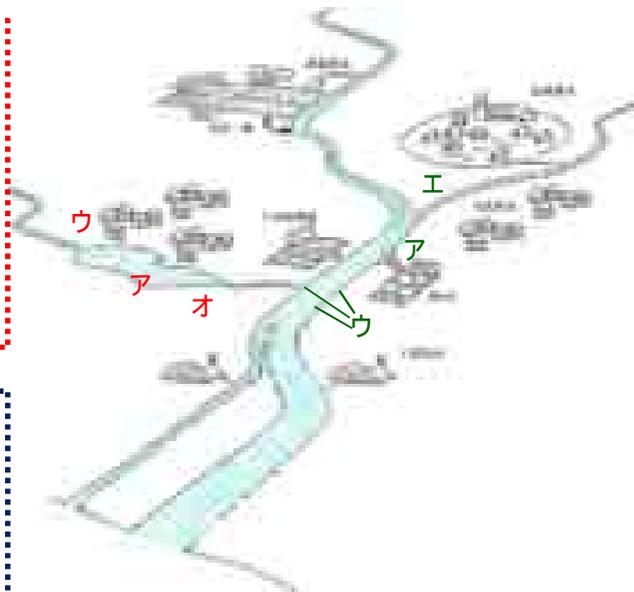
都道府県は、公共用水域の水質測定計画を定め、測定計画に従って水質測定を行うこととされている(法第16条)。測定地点、項目、頻度の設定にかかる基本的な考え方等については、事務処理基準に定められている。

測定地点

【河川】 凡例:
ア) 利水地点
イ) 流入した汚濁水が十分混合する地点、流入前の地点
ウ) 支川が合流後十分混合する地点、合流前の本川、支川の地点
エ) 流水の分流地点
オ) その他、必要な地点

【湖沼】 凡例:
ア) 湖心
イ) 利水地点
ウ) 流入した汚濁水が十分混合する地点
エ) 流入河川水が十分混合する地点、流入前の地点
オ) 湖沼水の流出地点

【海域】 凡例:
水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮して選定
(最短距離は0.5~1km程度)



測定頻度

- 環境基準項目
- ・人の健康の保護に関する項目
毎月1日以上(4回/日程度)
- ・生活環境の保全に関する項目
通年調査(毎月1日以上(4回/日程度))
通日調査(2日/年程度、13回/日)
一般調査(4日/年、補完的に実施する地点)
- その他の項目
- ・利水との関連に留意し、上記に準じて実施

その他、汚染の状況に応じた測定地点の絞り込みや検出状況に応じた測定頻度の設定等の効率化や、水質変動の激しい地点や指定湖沼等での重点化など、限られた人員と経費で必要な成果が得られるよう、より効果的な体制で行うための考え方が示されている。

この検討に当たっては、化学物質排出移動量届出制度(P-TR)で公表・開示されるデータの活用留意する。

(3) 地下水

都道府県は、地下水の水質測定計画を定め、測定計画に従って水質測定を行うこととされている(法第16条)。測定地点、項目、頻度の設定にかかる基本的な考え方等については、事務処理基準に定められている。

概況調査

- ・地域の全体的な地下水質の状況を把握する調査
- ・年次計画を立てて、計画的に実施
- ・定点方式とローリング方式を適切に活用

【定点方式の測定点】

凡例:

- ア) 汚染による利水影響が大きいと考えられる地点
- イ) 汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域
- ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

- ・地下水の利用状況を勘案
- ・工場等や農畜産業の状況を勘案

【ローリング方式の測定点】

人口密度や工場等の立地状況を勘案してメッシュ等に分割

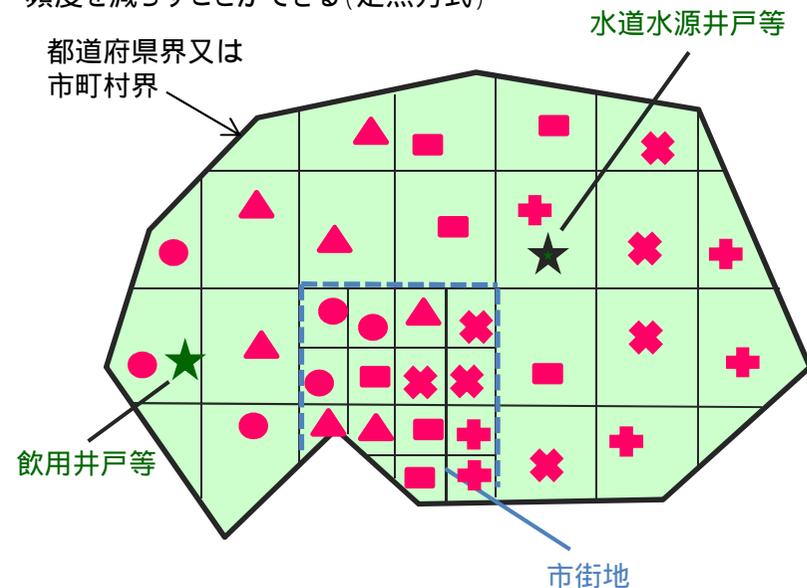
- ア) 市街地のメッシュ間隔は1～2kmを目安
- イ) 市街地周辺地域のメッシュ間隔は4～5kmを目安
- ウ) 未調査の井戸を優先
- エ) 調査実績のある地域では異なる帯水層を優先

凡例: 1年目
2年目
3年目
4年目
5年目

- ・一巡期間は4～5年以内を目安とし、利水状況等を考慮して適宜短縮又は延長

【測定頻度】

- ・年1回以上
- ・地下水の流動、利水状況、汚染物質の使用状況等を考慮し、測定頻度を減らすことができる(定点方式)



汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者の報告等により新たに発見された汚染について、その範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資する調査

継続監視調査

汚染地域について、継続的に監視を行うための調査